

## 新しい高等学校学習指導要領を踏まえた教育課程の編成

### Development of Curricula based on the new 'High School Course of Study' MEXT guidelines

青山 和弘\*

Kazuhiro Aoyama

#### 概要

2018(平成30)年3月30日に新しい高等学校学習指導要領(以下「新学習指導要領」という。)が公示された。この学習指導要領は移行期間を経て、2022年度入学生から年次進行で実施されることになる。各高等学校は新学習指導要領の趣旨を踏まえて適切な教育活動等を実施することができるよう、新たな教育課程を編成することが必要である。本稿では、新学習指導要領改訂の背景とその基本的な考え方等の要点を整理するとともに、各高等学校の教育課程編成の基本方針策定から学校の教育目標の設定、教育課程の編成作業といった一連の取組において各高等学校が準備したり、検討したりすべきことと、移行期間における対応について考察する。

#### 1. はじめに

学習指導要領は、時代の変化や生徒の状況と生徒を取り巻く環境、変化する社会の要請等を踏まえ、ほぼ10年ごとに改訂が行われてきている。

高等学校学習指導要領は平成時代に入って、1989(平成元)年、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成や、基礎・基本の重視と個性を生かす教育の充実、社会の変化に主体的に対応できる能力の育成や学ぶことに対する意欲を高めること、我が国の文化と伝統の尊重と国際理解を深めることなどの方針の下で改訂された。

続いて1999(平成11)年の改訂では、ゆとりの中で「生きる力」の育成が示されるとともに、完全学校週5日制を踏まえて授業時数の縮減と教育内容の精選が行われるなどした。特筆すべきことは、「総合的な学習の時間」が新しく設けられたことである。

次の2009(平成21)年の改訂では、生徒に「生きる力」を育むことと、知・徳・体の調和のとれた育成を重視することが示された。とりわけ、確かな学力を育成するために、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させることと、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むことの双方が重要であると明記された<sup>(1)</sup>。このように両者の重要性和バランスが重視されたことには大きな意義がある。

今回の改訂は2016(平成28)年12月に公示された「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学

校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について(答申)」を踏まえて行われたが、前回の2009(平成21)年の改訂の方向性を踏襲するとともに、一層進展させたものといえる。

#### 2. 新学習指導要領改訂の背景

現在の生徒が社会で活躍するころには、我が国では少子高齢化とともに、生産年齢人口の減少やグローバル化の進展、一層の急速な技術革新などにより、これまで以上に予測が困難な時代が訪れると考えられ、そうした社会の中で生徒が生きていくと予想される。

こうしたことを踏まえ、様々な変化に前向きに対処し、一人一人が自立した人間として人生を主体的に切り拓いていくとともに、直面する課題等に対して他者と協働して解決を図ったり、新たな価値を創造したりして、よりよい社会を創っていくことができる力を育成することが求められている。

このような力は、知識を暗記して単にそれを再生したり、技能を習得して単にその技能を機械的に繰り返したりするだけではなく、実際に社会の様々な場面で活用することができる汎用的な能力であり、我が国において、内閣府が「人間力」として示したり、経済産業省が「社会人基礎力」として重視している力と同様と考えてよい。

こうしたことを背景に学校教育においては、「何を知っているか」や「何ができるか」だけではなく、

\*北海道科学大学全学共通教育部基盤教育グループ

「知っていることやできることをどう使うか」、更には「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」に資する力の育成が求められているといえる。

我が国の学習指導要領は教育課程の基準として、これまでは各学校で指導すべき内容等を示すことに主眼が置かれていたが、今回の改訂では、これまでの学習指導要領と比較すると、指導すべき内容のみならず、児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を明確に示すものとなったことに留意する必要がある。

このことを端的に言えば、コンテンツ中心からコンピテンシーの育成を目指す性格の強い学習指導要領といえることができる。

管理職はもとより、学校現場の全ての教職員は学習指導要領のこのような性格を的確に捉えるとともに、その趣旨を理解した上で教育課程の在り方を検討しつつ、自校の教育課程の編成を進めることが大切である。

### 3. 新学習指導要領改訂の要点

2018（平成 30）年 7 月に文部科学省から示された「高等学校学習指導要領解説総則編」をもとに新学習指導要領改訂の基本方針を整理すると次のようになる<sup>(2)</sup>。

#### 3.1 基本的な考え方

一つ目は、教育基本法や学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かしながら、生徒が未来の社会を切り拓くことができるようにするための資質・能力を一層確実に育成することである。

その際、生徒に身に付けさせることが求められている資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することが必要である。

二つ目は、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する、現行の高等学校学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をこれまで以上に高めつつ、「確かな学力」を育成することである。

三つ目は、道徳教育を充実させたり、体験活動を重視したり、体育・健康に関する指導の充実を図ったりすることを通して、生徒に豊かな心や健やかな身体を育成することである。

#### 3.2 育成を目指す資質・能力

知・徳・体それぞれに関わりの深い「生きる力」

を生徒に育むために、「何のために学ぶのか」という学ぶ意義を共有して、各授業の創意工夫や教材の改善を引き出していくことができるよう、教科等の目標や内容を①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間力等の三つの柱で整理し、示している。

#### 3.3 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

生徒が学んだ内容等を自己の人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に必要な資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、学習の質を高めることが必要である。

そのための一つとして「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（いわゆるアクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を進めることが必要であるとしている。

アクティブ・ラーニング型の授業を実践することが求められているといえる。

#### 3.4 各高等学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することが必要である。また、単元の題材や、内容や時間のまとまりを見通して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが必要である。

そのために各学校に対応が求められていることが次の①、②であり、教育委員会と学校とが連携・協力しての対応が求められているのは③であると考えられる。

①生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で教育の目的や目標の実現に必要なとされる教育の内容等を、教科等横断的な視点に立って組み立てていくこと。

②教育課程の実施状況を評価するとともに、評価に基づいて改善を図ること。

③教育課程の実施に必要な人的・物的な体制を確保するとともに、その改善を図ることなどを通して、教育課程に基づき組織的・計画的に教育活動の質の向上を図ること。

#### 4. 教育課程編成に向けての取組の考え方

2018（平成 30）年 3 月 30 日に公示された新学習

指導要領は、2022 年度入学生から年次進行で実施されることとなるが、各高等学校では新学習指導要領に関する「学習」を推進する必要がある。

具体的には、教育委員会が主催する各種の研究協議会や教育センター（教育研究所）が実施する研修講座等へできるだけ多くの教員が参加することはもとより、各高等学校は校内研修会等を開催して参加した教員による報告を行うとともに、研究協議を実施するなどして情報を共有し、校内での共通理解を図ることが大切である。

また、管理職のリーダーシップの下、教務部や教育課程の検討等の中心となる教育課程委員会などの校内委員会が新学習指導要領の趣旨を踏まえた上で、これまでの自校の教育活動等についての調査・点検を実施するなどして、実際に実施している教育活動等と新学習指導要領において求められている事柄との比較・検討を行い、新しい教育課程編成に向けての準備を進めることが考えられる。

こうしたことを踏まえ、各高等学校が取組を進める際に参考になると考えられる視点について次に考察する。

#### 4.1 教育課程編成の手順等

教育課程の編成に当っては、各高等学校が自校の実態を踏まえて適切な手順を定めることになるが、本稿では 2018（平成 30）年 7 月に文部科学省から示された「高等学校学習指導要領解説総則編」をもとに、各高等学校が教育課程の編成等を行う際の参考としての手順の例（図 1）を次に示す<sup>(3)</sup>。

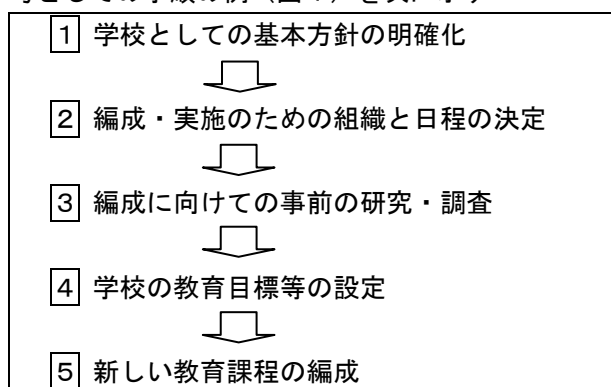


図 1 教育課程編成等の手順（例）

①では、新しい教育課程編成に対する学校のスタンスや作業計画の大綱を明示するとともに、管理職のリーダーシップの下、全ての教職員がそれらのことについて共通理解することが大切である。

②では①と同様に管理職のリーダーシップの下、組織的・計画的に取り組むことが求められる。

一般的には、各高等学校には校内委員会として教

育課程委員会が設置されていることが多いが、今回の編成では学習指導要領の性格が大きく変わったことから、既存の組織を活用するかどうかや、組織の構成員とその人数、役割等について見直しをすることが考えられる。

③では、国（文部科学省）の基準や教育委員会の規則等の研究をすることはもとより、自校の生徒の発達段階や特性、進路、更には学校や地域の実態等を適切に把握することが求められる。

具体的には、学校が実施している生徒の学習や生活、進路、保健等に関する調査データを活用することや、学校評価の結果、学校評議員の意見、PTA 役員会や同窓会役員会での協議内容、地域住民へのアンケート調査結果などを分析し、多面的・多角的に検討することが考えられる。

また、この段階では自校の教育課題が浮かび上がってくるはずである。教育課題は、学校が「目指す生徒像」と生徒の現実の状況との差異として捉えることができる。④、⑤の段階での検討を充実させるためにも、この段階で教育課題を洗い出しておくことが大切である。

「社会に開かれた教育課程」において重視されている、よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指すという理念を社会と共有することや、教育課程の実施に当たって学校教育を学校内にとどめておくことなく、学校教育の目指すところを社会と共有・連携しながら実現させることなどを踏まえると、事前の研究・調査を通して、保護者や地域の願いや期待などを的確に把握することが重要であると考えられる。

④は、新しい教育課程編成の根幹となる事項を決定する段階である。先述したとおり、新高等学校学習指導要領ではコンテンツ中心からコンピテンシーの育成を目指すことが重視されていることから、現在設定している学校教育目標の再検討に着手することが重要な課題になると考えられる。

⑤では、学校教育目標の実現を目指して各教科・科目等や指導内容を選択するなどして、それぞれに必要な単位数や授業時数を適切に定め、具体的な事項を決定しながら新しい教育課程を編成することになる。

その際、ともすれば各教科・科目への単位数の配当の調整が優先されがちになることが見られるが、学校教育法第 30 条 2 項に規定されている「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体的に取り組む

態度」のバランスのとれた育成などが新学習指導要領において重視されているということ踏まえ、教育課程全体で自校の生徒にどのような資質・能力を育むことを目指すのかという観点に立って検討することが重要である。

全ての教職員がこのように、教科等の枠組みを超えた俯瞰的な視点をもって、新しい教育課程の編成に向けて取り組むことが重要である。

以上が教育課程編成等に当たっての一般的な手順と各段階での内容並びに留意することが求められると考えられる事柄である。

#### 4.2 教育課程編成に向けての準備と検討

新学習指導要領の実施までにはまだ暫くの時間があるが、各高等学校が現段階で開始することが望ましいと考えられる取組について考察する。

一つ目は、先述した学校教育目標の再検討である。昨今の社会の急激な変化と、今回の改訂において学習指導要領の性格が大きく変わったことを受け止め、自校の学校教育目標がどのような背景のもとで設定されたのかを確認するとともに、その目標がこれからの時代を生きる生徒に身に付けさせたい資質・能力の育成に結び付くかどうかを検討することが必要である。

その際には、先に示した<sup>3</sup>の段階で把握した自校の教育課題解決を目指すことを盛り込むとともに、育成を目指す資質・能力を反映した学校教育目標を設定することが大切である。

二つ目は、教育課程の実施に必要な人的・物的な体制を確保するとともに、その改善を図っていくことが学校レベルでどこまで可能であるかを見通しも含めて検討することである。

これらのことは人事や予算に関することを伴う場合が多いことから、教育委員会等との協議や連携が必要となるが、<sup>5</sup>の段階での議論を円滑に進めるためと創意工夫を生かした教育活動等を充実させるために重要なことであり、管理職の積極的な対応が求められるところでもありと考えられる。

三つ目は、授業改善の取組である。授業改善は不断の取組であり、新しい教育課程編成のためということが直接の目的ではないが、生徒に育てたい資質・能力を育むために、生徒が「どのように学ぶか」が重視されており、その学び方の一つが「主体的・対話的で深い学び」（いわゆるアクティブ・ラーニング）である。この機会に研究協議会や研修会等で学ぶことはもとより、過去の教育者の実践や思想等、更には教育

に関する理論などを紐解くとともに、各教科の担当教員たちの実践や各自のこれまでの実践を振り返り、「主体的・対話的で深い学び」の視点から現在の指導計画や指導法について検討するとともに、具体の実践を通じて授業の一層の工夫・改善に努めることが、新しい教育課程の実施に向けての準備になると考えられる。

#### 5. 移行期間における対応

2019（平成 31）年 4 月 1 日から新学習指導要領が適用されるまでの間は「移行期間」とされているが、各高等学校はこの期間における学習指導要領の特例について、その趣旨に沿って適切に対応する必要がある。

平成 30 年 8 月 31 日付け 30 文科初第 727 号文部科学事務次官通知をもとに、移行期間における特例について、各教科等の特例の主な内容（表 1）を取り上げて次に示しておく<sup>4</sup>。

表 1 各教科等における特例の主な内容

項目	内容
総合的な学習の時間	・「総合的な探究の時間」に改める ・新学習指導要領による
特別活動	・新学習指導要領による
地理歴史、公民	・新学習指導要領による領土に関する規定を適用する
家庭	・新学習指導要領の契約の重要性、消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導する
保健体育、芸術、福祉、体育、音楽、美術	・新学習指導要領によることができる（全部又は一部）

各教科等の指導に当たっては、新学習指導要領の規定により、適切に指導することはもちろんであるが、①適切な教材の使用、②十分な授業時数の確保に配慮することが必要である。

また、移行期間中に現行の高等学校学習指導要領によることとされている教科についても、新学習指導要領の規定の内容を加えて指導を行うことが可能である。

なお、「家庭」については 2022 年度から成年年齢が 18 歳に引き下げられることから、このことを考慮して、2018（平成 30）年度に入学した生徒に対して移

行期間が始まる前に「家庭」の指導を行う場合には、消費者教育の充実を図るよう配慮することとなっている。

## 6. おわりに

2018（平成 30）年 3 月 30 日に公示された新学習指導要領が 2022 年度の入学生から年次進行で実施されるまでにはまだ時間はあるが、各高等学校では新しい教育課程の編成と移行期間における適切な対応が求められている。

なお、本稿では学習評価の改善や高校と大学との接続に関する内容については触れていないが、これらのことについても各高等学校が取り組んでいかなければならない喫緊の課題である。

各高等学校では管理職のリーダーシップの下、全ての教職員が新学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、創意工夫を生かすとともに、それぞれの役割を果たしながら新しい教育課程の編成に積極的に取り組むことが必要である。

## 参考文献

- (1) 文部科学省：高等学校学習指導要領解説総則編，東山書房，p. 3，2009.
- (2) 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説総則編，東洋館出版社，pp. 2-5，2019.
- (3) 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説総則編，東洋館出版社，pp. 48-50，2019.
- (4) 文部科学省：高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知），2018 年 8 月 31 日，  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/\\_icsFiles/afieldfile/2018/09/04/1408758\\_003.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2018/09/04/1408758_003.pdf).